

平成 23 年度第 2 回秩父市地域公共交通会議 会議録

とき

平成 24 年 2 月 21 日（金）午後 1 時 30 分～

ところ

秩父市クラブハウス 21 第 1、2 集会室

出席者

委員 16 名（欠席 2 名）、事務局 8 名

内容

1. 開会

2. 会長あいさつ（会長：横井副市長）

3. 議事（議長：会長）

（1）吉田・大田乗合タクシーの料金等変更について

事務局より資料により説明。

- ・運行区域・範囲の変更 → 泉田バス停を追加
- ・利用対象を変更 → 年齢要件の廃止
- ・運賃の変更 → 700 円地域を 500 円に変更、追加料金の廃止

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

委員より特に意見なし。

議長は、委員からの意見がなく、吉田・大田乗合タクシーの料金等変更について、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。今後更新手続きを進め、スムーズな運行ができるよう準備することとした。

（2）買い物乗合タクシーの対象地域追加について

事務局より資料により説明。

- ・対象地域追加 → 下山田地区、栃谷地区を追加

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

委員：料金、予約について。

事務局：料金は片道 1,000 円。予約は前日までに秩父丸通タクシーへ。

委員：運行しているのは 1 社のみか。

事務局：乗合タクシーの運行認可を受けているのが秩父丸通タクシーのみである。

委員：1 人でも運行するのか。また、下山田地区と栃谷地区は 1 日何便運行する予定か。どこでも乗降できるのか。また、行くときはいっしょでも帰りが別々という場合はどうか。

事業者：1 人でも運行する。下山田地区と栃谷地区は、定峰地区と同じく午前 10 時から午後 2 時の間に運行する。最初に乗るのは自宅からで、降車場所と帰りの

乗車場所は秩父館に限定されている。帰りの便は別々の対応はできない。その場合は通常のタクシーを利用してほしい。時間を合わせてもらいたい。

委員：資料実績は。

事務局：吉田・大田乗合タクシーの利用者は多い。これは市から補助金が出ているので料金が安くできている。買い物乗合タクシーは秩父丸通タクシーが単独で運行しているので、大滝地区から片道 2,000 円、その他地区が片道 1,000 円という料金なので、利用者は少ない。

委員：市で補助はしないのか。

事務局：24 年度に 65 歳以上を対象に、利用券を交付する予定である。

委員：運行はいつからなのか。

事務局：平成 24 年 4 月 1 日からを予定。

委員：この買い物乗合タクシーが平成 23 年 3 月から運行していたことを今日初めて知った。利用者が少ないとのことだが、広報はどうしているのか。地元住民に周知したいと思うが。

事務局：昨年 8 月の市報に掲載し、運行開始時には事業者がチラシを全戸配布した。

委員：市報は見ない人もいるので、別の方法はできないか。

事務局：対象地区にチラシの回覧するなど周知したい。

事業者：今日配布したチラシを一部修正して対象地区に配りたい。

委員：利用券交付とのことだが。

事務局：具体的な内容は 3 月議会の承認を得てからお伝えしたい。

委員：追加対象地区の具体的な範囲は。

事務局：下山田地区、栃谷地区の全域となる。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、買い物乗合タクシーの対象地域追加について、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。今後更新手続きを進め、スムーズな運行ができるよう準備することとした。

(3) 西武観光バス中津川線（川又経由）の急行便について

(4) 西武観光バス原谷線の経路変更について

議長は、標記 2 件を一括で事務局に説明を求める。

事務局、事業者より資料により説明。

- ・中津川線を土休日に朝 1 便（西武秩父駅→三峰口駅）、夕方 1 便（三峰口駅→西武秩父駅）を今まで回送としていた区間を急行便として運行する。

- ・原谷線の西武秩父駅から秩父駅に行く便で、秩父神社前、秩父まつり会館前停留所を通過していたが、混雑もあるので、この 2 つの停留所を通らず国道 299 号から右折して秩父駅に行くルートに変更。

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

委員：中津川線の急行便は、西武秩父駅と三峰口駅をノンストップで運行するというのか。この間の料金は。

事業者：そのとおり。料金は 420 円。

委員：中津川線の急行便については、さる 2 月 6 日（月）に事業者より説明を受け、調整の結果、鉄道とバスで今後も共存していくことで了承した。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、西武観光バス中津川線（川又経由）の急行便についておよび西武観光バス原谷線の経路変更について、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。今後更新手続きを進め、スムーズな運行ができるよう準備することとした。

4. その他

委員：買い物乗合タクシーで、下山田地区、栃谷地区は街中の乗降場所が秩父館のみとのことだが、大滝地区と同じく 5 か所にはできないのか。

事業者：この形で認可を受けているので、すぐにはできない。

委員：街中の乗降場所については、10 時から 14 時の間の運行時間だけが決まっているので、事業者の裁量で決めることができる。本会議で承認されれば問題はない。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、買い物乗合タクシーの乗降場所について、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。今後更新手続きを進め、スムーズな運行ができるよう準備することとした。

以上で協議を終了し、会長は議長の座を降りた。

5. 閉会